

阿賀野市告示第99号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条及び同法施行令（昭和27年政令第59号）第11条の規定により、令和4年度地籍調査事業の実施を次のとおり定めた。

令和4年6月1日

阿賀野市長 田 中 清 善

1 事業計画告示年月日

令和4年5月27日 新潟県告示第662号

2 調査を実施する者の名称

阿賀野市

3 調査区域

山口の一部、下条の一部、南安野町の一部、下条町の一部、若葉町の一部
稲荷町の一部、百津の一部、緑町の一部、学校町の一部、百津町の一部
金田町の一部

4 調査期間

令和4年4月1日から

令和5年3月31日まで